

ケイ・ブッサル (Kei Besar) 島の 慣習法に基づく資源管理

笹岡 正俊

(東京大学大学院農学生命科学研究科/日本学術振興会特別研究員)

1. はじめに

従来型の共有資源管理アプローチは、所有関係の曖昧な共有資源を国有化して中央集権的な国家管理を進めるか、私的所有権を設定して利用・管理の権限を個人に移譲する、所有・管理形態の二極分化を推し進めてきた。

これを理論的に正当化してきたのは共同で利用される「コモン・プール資源 (CPRs: Common Pool Resources, 以下CPRs)」は必然的に劣化してしまうとする「コモンズの悲劇 (The Tragedy of the Commons)」モデル (Hardin, 1968) である。

CPRsとは河川・地先の海・野生生物・農業用水・牧草地・森林などの資源を指し、a) 他の潜在的利用可能者を排除 (Exclusion) することが技術的に困難であり、かつb) 利用が他の潜在的利用可能者の福利を一部差し引く控除性 (Subtractability) を伴う資源であるとされる (Berkes, Feeny, McCay and Acheson, 1989: 91-93; Ostrom, 1986: 604)。こうした特性を持つがゆえにCPRsは国家に帰属させ政府が利用の方法や利用者を制限するか、私的所有権の設定により個人の管理下におくべきものとされた。

しかし80年代から盛んに行われるようになってきた実証のコモンズ研究は、「コミユナルな所有 (Communal Property)」(Feeny, Berkes, McCay and Acheson, 1990=1998: 78-79) の下で独自にCPRs管理を行っている

事例を明らかにしてきた。こうした地域では、慣習的占有地を定めた領域制 (Territoriality) を通して共同体外部の利用可能者を排除すると同時に、共同体内部では何らかの規則を定めて資源利用に伴う控除性の軽減を図っている (Anderson and Simmons, 1993; Berkes, 1988; Bromley, 1992; MacCay and Acheson, 1987)。これは地域の共同体がCPRs利用上の問題、すなわち排除性と控除性の問題を独自の方法で克服している事を示すものであった。これは「コモンズの悲劇」論に修正を迫ると共に、地域に内在する慣習・制度に基づいた参加型資源管理の有効性を論じる「新たな資源管理論」の展開に道を開いた。

このように、地域の人々が資源管理に果たす役割に注目が集まっているものの、こと東南アジアでは、資源をうまく利用してゆくための人々の工夫が正しく評価されてきたとはいえないように思う。これまで東南アジアの農村社会は、ジャワやベトナムなどの一部地域を除いて「村結合がルースであり歴史的にみて地縁共同体としての共同体の発展は弱く、「地域資源管理などの点で歴史的共同体の果たす役割は日本ほどに強くはなかった」(北原, 1996: 65) といわれてきた。

しかし、インドネシアの東部のマルク諸島 (スラウェシ島とニューギニア島に挟まれた地域) には、村を実施主体とする慣習法に根ざした資源利用規制がある。これはサシ

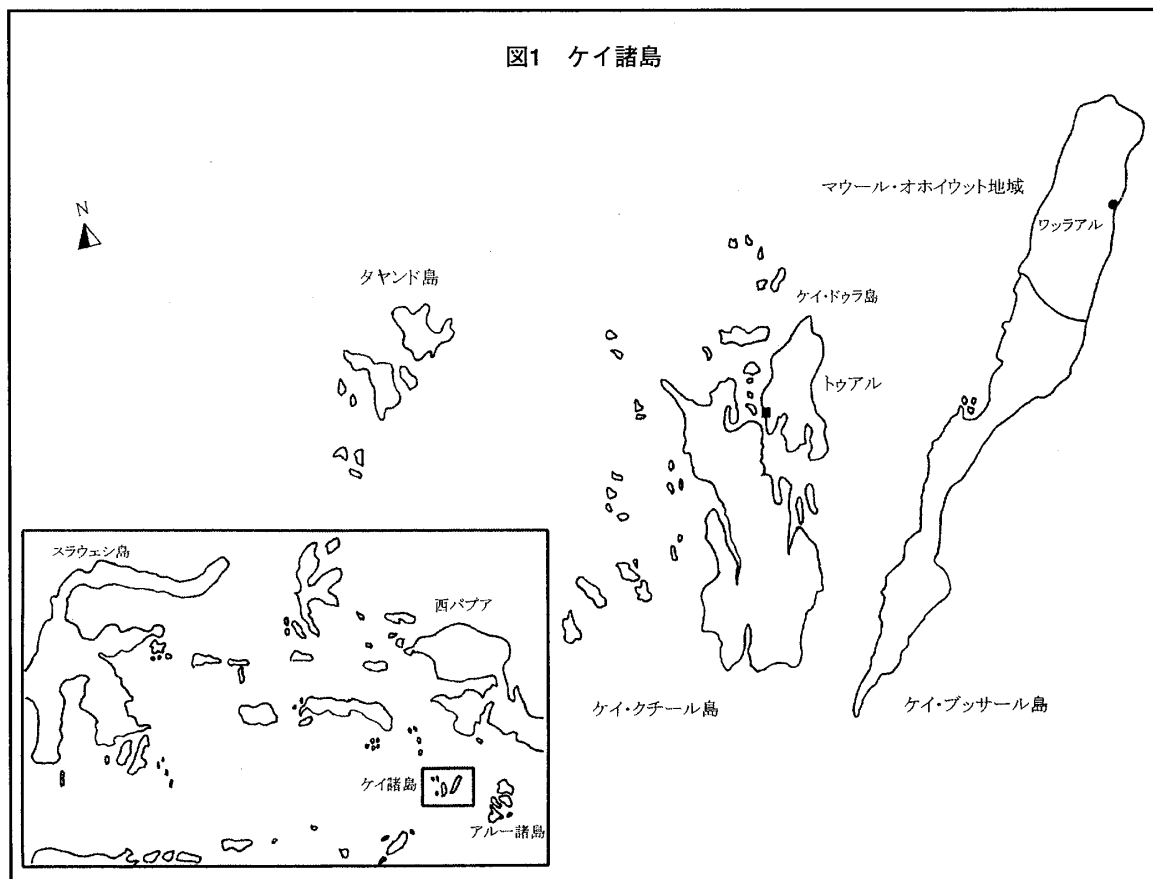
笹岡：ケイ・ブッサール (Kei Besar) 島の慣習法に基づく資源管理

(Sasi) と呼ばれ、地域の人々による「下からの資源管理」の事例として注目すべき制度といえる。すでに村井 (1994: 95-121; 1997: 177-195; 1998: 8-66) が、東南マルクのアルー諸島、西パプアのジャヤプラ周辺、中央マルクのハルク島のサシについて報告しているが、その他の地域ではサシの具体的な姿がまだまだよくわかっていない。

マルク諸島を含む東部インドネシア地域では、いま急速に開発が進められている。上から外からの急速な開発が人々の暮らしに深刻な影響を与えつつある。そしてこの開発は、日本との関わりも深い。そうであるからこそ、開発によって影響を受ける地域の人々がどのように資源を利用し管理してきたか、まずはその具体的な姿を私たちは知っておく必要がある (村井, 1998: 59-62)。

本稿では、東南マルクに浮かぶケイ・ブッ

サル島のサシを取り上げる。ケイ・ブッサール島には、慣習法の諸規則の内容から区別される七つの慣習法地域がある。そのうちのひとつ、島北部に位置するマウル・オホイウト (Maur Ohoiwut) 地域の慣習法長であるラハイル (Rahail) 氏は、環境保全に関わる伝統的な知恵・文化の調査活動を行っているインドネシアのNGO、スジャティー財団 (Yayasan Sejati) の協力を得て、ケイの人々の暮らしを根元から規定してきた慣習法を『ラルウル・ガバル - ケイの慣習法』(Rahail, 1993), 及び『ケイの伝統的土地利用』(Rahail, 1995) という本にまとめている⁽¹⁾。これらの本の中でラハイル氏は、ペトゥアナン制度とよばれる占有権配分制度について比較的詳しく述べている。ペトゥアナン制度はサシ制度と結びついてこの地域の慣習法に基づく資源管理を支える重要な制度である。し



たがって、本稿では、ラハイル氏の著作をもとにケイ・ブッサール島のペトゥアナン制度とサシ制度を紹介したい。

2. インドネシア東部の慣習的資源管理制度：サシ (sasi)

「サシ」とは、もともとマカッサル・マレー (Makasarese Malay) 語で「目撃する」あるいは「立ち会う」という意味の言葉である (Putra, 1995: 25)。現在はマルク諸島を中心に「慣習法に基づく禁制 (Larangan Adat)」全般を表す言葉として用いられており、村人が守らねばならない様々な掟は全て「サシ」と表現される。しかし、サシの諸規則は資源の利用に関わるものが多く「海・森・川・浜の特定の資源や区域の利用を一定期間禁止する慣習」であると理解してよい (村井, 1994: 110)。

こうした慣習的資源利用規制は、マルク諸島のほぼ全域と西パプアの一部でみられる。サシという言葉はこうした慣習を示す一般名称として用いられており、それぞれの地域に様々な呼称がある。東南マルクのケイ・ブッサール島ではヨツ (Yot), ケイ・クチール島ではユトゥツ (Yutut) (Rahail, 1993: 22), 同じく東南マルクのアルー諸島ではダタフン (Datahun) (秋道, 1995: 195), 北マルクのテルナテ (Ternate) ではフソ (Fušo) (Salipi and Surmiati, 1996: 40), 西パプアのジャヤプラ周辺ではティヤイティキ (Tiyaitiki), ピアク島ではサシセン (Sasisen) (村井, 1994: 106-109; 日本インドネシアNGOネットワーク [JANNI]・イリアンジャヤ農村開発センター [YPMD], 1995: 8, 16) と呼ばれている。

3. ケイ・ブッサール島におけるサシ

3.1. 陸域・海域における占有権配分制度：ペトゥアナン制度 (Sistem Petuanan)

ケイ・ブッサール島, マウール・オホイウットの暮らしは焼畑農業とサゴ洗い, そして伝統的な小規模漁業を基礎にしている。生業を営む場である陸域と海域は, そこに存在する天然資源の種類及び土地利用に応じて以下のように区分されている (Rahail, 1995: 18-26)。

陸域は (a) 屋敷地と菜園からなるオホイ (Ohoi), (b) 薬用植物・野菜・香料等が植えられた集落外部の永続的な農園であるオホイ・ムリン (Ohoi Murin), (c) オホイ・ムリンと似た特長を持つが果樹が加わった農園, ロック (Rok), (d) 陸稲・キャッサバ・タロイモなどの根菜類の植えられた焼畑用地, カイツ (Kait), (e) 薬用植物・建築用材・民具の材料である竹などを採取する森, ワライン (Warain), (f) 狩猟の場である原生林, ワライン・ヴァエオン (Warain Vaweon), (g) ワラインとワライン・ヴァエオンの中に飛び地として存在するサゴ林, メオン (Meon) に区分されている。

一方海域は (a) 干潮時に干潟になるルワット・メット・ソイン (Ruat Met Soin), (b) 小型の底棲魚・貝類・海草等を採取するメツ (Met), (c) 大潮の干潮時以外に干潟になることのない浅い海域でスズキの一種であるカカップ (Kakap) など自家消費用の魚やタカセガイ (Lola)・ナマコ (Tripan) などの底棲資源が獲れるハンガール・ソイン (Hangar Soin), (d) ラロシ (LaLosi)・ブバラ (Bubara) などの外洋性の魚 (和名不明) を獲るヌハン・ソイン (Nuhan Soin), (e) 海の色が黒色に変わる海域でサワラ

(Tengiri)・カツオ (Cakarang) 等の経済性の高い外洋性の魚が獲れるファルアン (Faruan), (f) 海上から目にすることのできる島の地形的特徴を基礎に決められた海域, ウェウイル (Wewuil), (g) ワッダアン (Wahdaan), (h) レアッ・ドン (Leat Dong), (i) ワラアル・エンテタツ (Walaar Entetat), (j) 陸地が見えなくなる地点より沖合の外洋, タヒッ・ニ・ウェア (Tahit Ni Wear) に区分されている。それぞれの海域で、用いることのできる漁具や漁法が定められている。

ケイ諸島の全ての陸と海は、基本的にペトゥアナン (Petuanan) と呼ばれる地域単位にわけられている。ペトゥアナンは尾根や川や岬などの自然の標識をもとに境界が定められており、神話や協議を通して慣習共同体 (Masyarakat Adat) の全構成員によりその正当性が認められている。ペトゥアナン制度 (Sistem Petuanan) は、ケイ諸島だけでなくマルク諸島で幅広くみられる。

マウル・オホイウットのペトゥアナンには、(a) 村のペトゥアナン (Petuanan Umum Desa/Kampung), (b) 氏族集団=マルガのペトゥアナン (Petuanan Marga), (c) 世帯のペトゥアナン (Petuanan Keluarga Pati) がある (Rahail, 1995: 28-30)。

(a) は、村の全構成員で共有される土地で村の慣習的占有地である。陸域ではオホイからワライン・ヴァエオンまでの全ての土地が、海域では村の地先のルワット・メット・ソインからワラアル・エンテタツまでの海域が含まれる。村のペトゥアナンはいわば村のテリトリーであり、よそ者は勝手に利用できないことになっている。(b) は共同体内のマルガ構成員が共有する土地でオホイ、オホイ・ムリン、ロッ、カイッからなり、海域は含まれない。ワライン、ワライン・ヴァエオ

ン、及びメオンは村全体で共同保有するものとされマルガや個人による所有は認められていない。海域も同様である。また、(c) は世帯によって永続的に所有される土地であり、オホイとオホイ・ムリンからなる。このように、ペトゥアナン制度を通じてそれぞれの土地に対する占有権が村・マルガ・世帯といった集団レベルで重層的に規定されている。

3.2. 慣習法組織とサシ

ケイ諸島の慣習法組織は (a) オホイ (Ohoi) : 最も小さい集落, (b) ウタン (Utan) : 隣接するいくつかのオホイからなり現在の行政村に相当する地域, (c) ロル (Lor) : いくつかのウタンからなり現在の郡に相当する慣習法地域を基礎にして組織されている (Rahail, 1993: 9-10)。

オホイ、ウタン、ロルにはそれぞれ、スニリ・ドゥスン (Seniri Dusun), スニリ・デサ (Seniri Desa), スニリ・レンカップ (Seniri Lengkap) と呼ばれる慣習法組織があり、慣習法に詳しい長老達により構成されている。これらの慣習法組織は、世帯・マルガ・村のペトゥアナンの境界確定を行ったり、世帯・マルガ・村間で生じた土地をめぐる紛争をシリ・ピナン (Silih-pinang) と呼ばれる協議を通じて平和的に解決するなどの役割を担っている (Rahail, 1995: 31-33)。

ケイ諸島にはその全域で現在も効力を持ち続けている慣習法がある。1991年、マウル・オホイウットではこの慣習法をラルウル・ガバル (Larwul Ngabal) と呼ばれる法に成文化した (Rahail, 1993: 1-7)。これは7ヶ条の法文にまとめられており、(a) 共同体の構成員間の相互関係を適切に結んで共同体の平和と調和を保ち (1から4条), (b) 女性との交際における礼儀をさとし女性の尊厳を

保証し（5条と6条）、(c) 資源に対する保有権を保証する（7条）内容となっている。これに違反したものには一定の制裁が加えられるが、違反行為の確定とそれに応じて与えられる刑罰の決定を行うのは先に述べた慣習法組織である（Rahail, 1993: 12-18）。

ラルウル・ガバルは、ケイの慣習法の基本的な諸規則や精神を法文化したものであるが、これを基礎に資源利用を規制する具体的なしきたりとしてサシが機能している。

村共同体の全ての構成員は、世帯やマルガのペトゥアナンの資源や土地に対して個人のサシ（Sasi Perorangan）、あるいはマルガのサシ（Sasi Marga）を実施できる。これは個人・マルガの所有権保護の役割をもつが、資源保護の観点から重要なのは、村共同体の全構成員の参加による一連の儀礼を伴った村の

サシ（Sasi Negeri）である。このサシは、陸域では普通ワラインとワライン・ヴァエオンで実施される。マウル・オホイウトでは、原生林がますます減少して行く中でその永続的な保護の必要性を感じた地域の人々により、ワライン・ヴァエオンにおける焼畑の造成を禁止する「永続的なサシ（Sasi Abadi）」が1980年代から実施されている（Rahail, 1995: 39-40）。

全ての区域が村の共有となっている海域では、個人やマルガのサシはなく村のサシが行なわれている。サシが実施されるのは、ルワット・メット・ソインからタヒツ・ニ・ウェアルに至るまでの全ての海域である。しかし一般に行われるのは干潮帯で行われるサシであり、資源利用を一切禁じたり、タカセガイやナマコなどの特定資源⁽²⁾の採取を禁止し

表1 サシの禁止行為

(1) 海のサシ (sasi laut)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の海域における底棲資源（ナマコ、ハクチョウガイ、タカセガイなど）の採取 ・ 特定の海域における子エビ、魚（アジ、ハタ、ロンパ：イワシの一種）の漁労 ・ 特定サイズの魚の捕獲の禁止 ・ 特定の海域における魚網を用いた漁労 ・ 爆弾や毒薬を用いた漁労 ・ 珊瑚、岩、砂の採取 ・ アガルアガル（テングサの一種）の採取
(2) 森のサシ (sasi hutan)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の有用樹木の利用（サゴヤシ、サトウヤシ、カナリウムアーモンド、ココナッツ、チョウジ、ドリアン、ナツメグ、ランサツ、チュンペダック、マンゴースチン、オレンジ、パイナップル、ピンロウジュなど） ・ 特定地域における全ての狩猟（シカ、イノシシ、クスクス、オウムなど） ・ ゴクラクチョウの集る木の利用 ・ イワツバメが巣をかける洞窟への進入 ・ 特定のサゴ林における屋根を葺くためのサゴの葉の採集 ・ 特定の地域における建材や燃材採取のための木材伐採 ・ 傾斜地における森林伐採 ・ 泉、河川近くの森林伐採
(3) 川のサシ (sasi kali)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の区域における全ての漁労 ・ 特定の区域での魚網を用いた漁労 ・ 爆弾や毒薬を用いた漁労 ・ エンジンをつけたモーターボートでの進入
(4) 浜のサシ (sasi pantai)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マングローブの伐採 ・ ツカツクリの卵の採集

出典：秋道（1995：4/7-200）、kissya（1993：9-12）、Monk（1997：537-557）、及び筆者が1998年5月に中央マルク、セラム島で行なった聞き取り調査の結果より作成。

たりするためのものである (Rahail, 1995 : 41)。

さて、サシの実施にあたっては、まずサシの実施時期、期間、違反者に対する制裁などが慣習法組織を通じて決定され、村共同体の構成員によりその承認を得るための話し合いが行われる。その後、村の構成員全員の参加による儀礼 (Waan) が行われる。この儀礼は、ココナツの若葉を編んで作ったサシの標識を用意する職務を代々担ってきた特定のマルガの長の御祈りで始まる。そして、香が焚かれ、ココヤシ油をまいて場が清められる。また、ヤギかイノシシあるいはニワトリを捧げる供儀が行われ、村の長 (Raja) にサシの標識が手渡される。違反者にかせられる罰金額など、サシの諸規定が唱えられた後、慣習法長 (Nuhu Met Duan) によって標識が打ち立てられる。こうして、サシの解禁まで資源利用は規制される (Rahail, 1995 : 42-46)。尚、タカセガイのサシでは、解禁後も採取上の取り決めに従わねばならない。貝殻の大きさが大人の指3本分の幅 (4-5cm) に満たないものは海に放さなければならないことになっている (Rahail, 1995 : 41)。

ラハイル氏はサシを解禁した後の収穫の模様についてほとんど述べていないが、ケイ諸島やアルー諸島におけるナマコやタカセガイなど海のサシに関する報告 (秋道, 1995 : 194-200) によると、サシの解禁後、村人達は総出で海にくりだしてそれらの資源を採取し、それを華僑やブトン人の商人に販売している。販売収益の一部は、道路工事や教会・モスクの建造・補修など村の公共事業に充当されている。

4. まとめ

Feeny, Berkes, McCay and Acheson (1990=1998 : 78-79) は、CPRsが管理されているか否かを検討するための基準として、CPRs保有・利用集団が (1) 潜在的利用可能者の排除に成功しているか (2) CPRs利用に伴う控除性を軽減するため何らかの規則を考案しているかの二点を挙げている。この基準を適用して、ケイ・ブッサール島の資源利用・保有制度を検討してみると次のことが言える。

すでに述べたように、ケイ・ブッサール島では、土地区分・占有権配分制度であるペトゥアナン制度によって原生林や地先の海はオープン・アクセスではなく村の共同占有地となっている。また、ここでは焼畑の造成を禁じたり、ナマコやタカセガイの採取を禁じるサシが行なわれている。つまり、ペトゥアナン制度を通じて、資源にアクセスできる利用集団を限定し潜在的利用可能者の排除を行なうと同時に、共同利用者たちの間では、サシを実施することで資源利用に伴う控除性を軽減しているのである。ペトゥアナン制度とサシ制度は、慣習法を基礎にしたCPRs管理制度といえる。

最後に、慣習法に基づくこうした資源管理制度が、資源利用の持続性および公平性の確保に果たす役割について触れておこう。

例えば、タカセガイやナマコの採取を一定期間禁止するサシは、それらの底棲資源が大きく成長するまで採取を禁止しその売り値を高めることを主要な目的としている。交易品であるこれらの資源の採取は商品生産活動であり、必要量を満たせば生産を停止する自給生産とは異なる。したがって、サシのような規制がないと無制限な採取競争が展開される恐れがある。サシはこうした事態を防ぎ、資

源の持続的採取を保障しているといえる。

サシの解禁後、村人は総出で採取を行うが、採取権は村人全員に平等に配分されている。サシは特定の間人が資源を独り占めすることを防ぎ、村内部の資源をめぐる争いを食い止めている。また、サシの実施により実現された資源の高い経済的価値の一部は公共事業という形で村人に還元されている。サシは資源利用の公平性を確保する役割も有していると考えられる。

本稿では、ケイ・ブッサールのCPRs管理制度が、資源利用の持続性および公平性の確保においてどの程度の機能を果たしているのか、現地調査に基づいて詳しく検討することができなかった。というのも、99年1月以来、マルク諸島の全域で続いているイスラム教徒とキリスト教徒の「宗教紛争」（笹岡、2000：2-5）によって、現地への立ち入りが極めて困難であったからである。いずれ、現地調査を果たしたいと考えている。

注

- (1) ラハイル氏の著作は、スジャティエ財団（Yayasan Sejati. 住所：Jaln Mendawai IV/2, Jakarta 12130, Indonesia. Tel : +62-21-7247217, Fax : +62-21-7246562）で入手できる。
- (2) マルクは、16、17世紀から今日に至るまで、干しナマコ、タカセガイ、シロチョウガイ、フカヒレ、ツバメノス、オゴノリといった「特殊海産物」の産地であった（鶴見、1993：293）。ナマコは乾燥させて高級食料品として中国へ運ばれる。タカセガイはボタンや螺鈿細工の原料として日本や韓国で需要がある（福家、1994：93）。

文献

秋道智彌、1995、『海洋民族学—海のナチュラルス

ト達』東京大学出版会。

Anderson, T. L. and R.T. Simmons eds., 1993, *The Political Economy of Customs and Culture-Informal Solutions to the Commons Problem*, Rowman & Littlefield Publishers Inc.

Berkes, F. ed., 1988, *Common Property Resources - Ecology and Community-Based Sustainable Development*, Belhaven Press.

Berkes, F., D. Feeny, B. McCay and J. M. Acheson, 1989, "The Benefit of the Commons," *Nature*, 340 : 91-93.

Bromley, D. W. ed., 1992, *Making The Commons Works*, ICS Press.

Feeny, D., F. Berkes, B. J. McCay and J. M. Acheson, 1990, "The Tragedy of the Commons -Twenty-Two Years Later," *Human Ecology*, 18-1 : 1-19=1998, 田村典江訳『『コモンズの悲劇』—その22年後』『エコソフィア』, 1 : 76-87.

福家洋介, 1994, 「ブトン人交易ルート—海でつながるモノ・ヒトの道」村井吉敬・藤林泰編『ヌサンタラ航海記』リポート：85-96.

Hardin, G., 1968, "The Tragedy of the Commons," *Science*, 162 : 1243-1248.

Kissya, E., 1993, *Sasi Aman Haru-ukui, Sejati*.

北原淳, 1996, 『共同体の思想—村開発理論の比較社会学—』世界思想社.

松井和久, 1997, 「ウジュンバンダンからみたインドネシア東部地域開発」『アジア研ワールド・トレンド』19 : 54-55.

McCay, B. J. and J. M. Acheson, 1987, "Human Ecology of the Commons," McCay, B. J. and J. M. Acheson eds., *The Question of the Commons*, The University of Arizona : 1-34.

McCay, B. J. and J. M. Acheson eds., 1987, *The Question of the Commons*, The University of Arizona.

Monk, K. A., D. F. Yance and G. Reksodiharjo-Lilley, 1997, *The Ecology of Nusa Tenggara & Maluku*, Periplus Editions.

村井吉敬, 1994, 「東インドネシア諸島における伝統的資源管理慣行・サシについての覚書」『社会科学討究』117 : 95-121.

笹岡：ケイ・ブッサール (Kei Besar) 島の慣習法に基づく資源管理

- 村井吉敬, 1997, 「住民の豊かさの開発—東インドネシア 島と海と森と—」川田順造他編『岩波講座開発と文化 I いま, なぜ「開発と文化」なのか』岩波書店: 177-195.
- 村井吉敬, 1998, 『サシとアジアと海世界 環境を守る知恵とシステム』コモンズ.
- 日本インドネシアNGOネットワーク (JANNI) ・イリアンジャヤ農村開発センター (YPMD), 1995, 『インドネシア, イリアンジャヤ州における天然資源の保全及びワイズユースの調査・研究—中間報告書—』.
- Ostrom, E., 1986, "Issues of Definition and Theory: Some Conclusions and Hypotheses," National Reserch Council, *Proceedings of the Conference on Common Property Respurce Management*, National Academy Press: 599-616.
- Putra, K. S., 1995, "Traditional Wisdom in Marine Resource Use in Southeast Aru, Maluku," *Conservation Indonesia*, 11-1: 33-39.
- Rahail, J. P., 1993, *Larwul Ngabal Hukum Adat Kei - Bertahan menghadapi arus perubahan*, Yayasan Sejati.
- Rahail, J. P., 1995, *Batbatang Fitra Fitnangan-Tata Guna Tanah dan Laut Traditional Kei*, Yayasan Sejati.
- Salipi, B. and Surmiati, 1996, *Hak Ulayat Masyarakat Maritim- Perubahan Sistem Tradisional Pengelolaan Sumber Daya Laut Desa Dufa-Dufa, Ternate, Maluku Utara*, Pusat Penelitian dan Pengerbangan Kemasyarakatan dan Kebudayaan (PMB) -Lembaga Ilmu Pengetahuan Indonesia (LIPI) .
- 笹岡正俊, 2000, 「いま, マルクで何が起きているのか 揺れるアンボンの街から」『Indonesia Alternative Infomation』(インドネシア民主化支援ネットワーク) 21: 2-5.
- 鶴見良行, 1993, 『ナマコの眼』ちくま学芸文庫.
- (ささおか・まさとし)
- 1999年12月9日受理, 2000年6月10日掲載決定